

2. 子どもの権利侵害からの救済制度の設置

1. 子どもの権利侵害と既存の相談機関の現状

● 子どもの権利侵害の現状

近年、全国的にも、多くの場面で問題が取り上げられているように、いじめや児童虐待など深刻な権利侵害により、悩み苦しむ子どもたちがいます。

また、平成19年7月から8月にかけて、札幌市では、「子どもの安心と救済に関する実態・意識調査」を実施しました。その結果、例えば、「ほかの子どもが辛い目にあっているところを目にしたことがある。」と答えた子どもは、57.3%います。さらに、「ほかの子どもが辛い目にあっているときに、他の人に相談した結果、変わらなかった。」と答えた子どもは、33.6%にのびりました。

毎日を生き生きと過ごしている子どもたちがいる一方で、このように、様々な悩みや苦しみを抱えている子どもたちもいることは、紛れもない事実として認識しなければなりません。

● 子どもの権利侵害の特徴

子どもの権利侵害の特徴として、子どもも大人も、権利侵害をしている、あるいはされていることが意識しにくいこと、成長・発達段階によっては表現が難しいこと、子どもが生活している密室性、閉鎖性という環境で生じた侵害は被害が表面化しにくいこと、子どもが依存せざるをえない者から侵害を受ける可能性があること、などが挙げられます。

● 既存の相談機関等の現状と課題

札幌市にも、官民含めて既存の相談機関等が多く存在し、それぞれの役割を果たしています。

その一方で、例えば、多くの相談機関等では、勧告などの強い権限を有しておらず、また、子どもからの相談が少ないなど子どもの立場に十分に立つことができているといった課題も挙げられます。

これらの現状を踏まえると、悩み苦しんでいる子どもたちの声を早期に受け止め、相談から実際の救済までを行う子どもの立場に立った専門の救済機関が必要です。

2. 救済機関の位置づけと性格

下記の5点を踏まえた機関となるよう制度設計を行う必要があります。

子ども自らの成長を支援する機関

日々成長・発達する過程にある子どもの特性に配慮すると、単に今の権利侵害の状況を解決するだけではなく、子どもが自らの力で次のステップを踏めるような支援をするための制度設計を検討する必要があります。

第三者性を有した機関

行政から独立した立場が尊重された、第三者性を有した機関になるよう検討する必要があります。

一定程度の権限を有した機関

既存の相談機関等ではあまりみられない機能として、調査、調整、勧告、意見表明等の機能を有する機関となるよう検討する必要があります。

他機関等との連携を考慮した機関

当事者となる行政機関の一つの部署だけでは、対応が困難であり、官民含めた他の機関、地域との連携なども考慮し、札幌市全体で権利侵害の問題から解決を目指す姿勢を明らかにする必要があります。

条例で設置する機関

条例で救済機関を規定することで、勧告や意見表明等の一定の権限を法的に持たせることができるとともに、制度の安定化を図ることができます。

